

名張市総合福祉センターふれあいネーミングライツ・パートナー 募集要項

1. 趣旨

名張市では、市総合福祉センターふれあいの適切な維持管理を行い、利用者が安心して施設を利用いただき、あわせて地域福祉の推進を図るため、施設の通称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を付与することにより、支援いただく民間事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を募集します。

なお、新たに得た収益の一部は、当該施設の維持管理を行うための財源とし、施設利用者のサービスの向上を図ります。

2. 募集主体

名張市

3. 対象施設

名張市総合福祉センターふれあい

- (1) 所在地 名張市丸之内79番地
- (2) 敷地面積 6,672.89平方メートル（地上3階建）
- (3) 建物 鉄筋コンクリート造3階建
 - 延床面積 5,436.62平方メートル
 - 建築面積 4,078.66平方メートル
- (4) 建設 平成8年3月竣工

4. ネーミングライツの範囲

- (1) 通称は契約期間中において、事業者名又はブランド名を付けることができます。（公式名称は「名張市総合福祉センターふれあい」とし、条例で定められた名称は変更しません。また、当該施設の3階には「N a b a り n k（なばりんく）」の愛称を付けた子ども・若者の居場所を開設していますが、こちらの名称も変更しません。）
- (2) 通称は、公共施設にふさわしいものとし、市総合福祉センターふれあいとしてのイメージを損なわないものとします。なお、通称に関しては、名張市ネーミングライツ・パートナー制度実施要綱第3条に掲げるものを含まない内容とします。また、商標登録等の侵害にならないよう事前にご確認ください。
- (3) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の通称の変更はできません。

5. 募集条件

- (1) 契約期間は、契約締結日から令和14年3月31日までで、3年以上5年以内とします（契約期間の満了日は、契約最終年の年度末日とします）。なお、契約期間終了後に引き続き契約を希望する場合の優先交渉権があります。
- (2) ネーミングライツ料は、年間100万円（税込）以上とします。

- (3) ネーミングライツ料の納入は、毎年4月末日までに年間分を一括納入していただきます。ただし、契約期間の始期が5月以降となる場合は、契約で定める年間分のネーミングライツ料を12で除して当該年度末までの契約を有する月数を乗じた金額（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）のネーミングライツ料を市が指定する期日までに納入してください。
- (4) 通称名看板等の設置や契約期間満了後の当該看板等の撤去及び原状回復の費用については、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。なお、現在の建物外壁に「名張市総合福祉センターふれあい」と建物名を示すサインも設置していることから、看板等の設置に当たっては施設の利用者が混乱しないようにしてください。
- また、設置する看板等についても、町並みの景観を損なわないよう配慮をお願いします。

6. 申込方法及び提出書類

(1) ネーミングライツ・パートナーの募集期間

随時受付とします。（提出書類を受領後、2週間を目途に募集締切日を設定します。）

(2) 提出方法

以下の書類を名張市福祉子ども部医療福祉総務室へ持参又は郵送により、提出してください。

- ①名張市総合福祉センターふれあいネーミングライツ（命名権）申込書
- ②国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類（納税証明書、完納証明等）
- ③会社概要及び直近3年間の決算報告書（3年未満の事業者は直近分の決算報告書）
- ④登記事項証明書又は登記簿謄本（発行3か月以内）

※持参による提出は、午前9時から午後4時30分までとします。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(3) 質問受付期間

募集要項の内容等に関する質問は随時、質問は電子メール（fukusi@city.nabari.lg.jp）にて電子メールにて質問してください。その際、件名を「名張市総合福祉センターふれあいネーミングライツに関する質問」としてください。

(4) 回答方法

(3)の質問に対する回答は、1週間後を目途に市ホームページで公開します。（質問者名は表示しません。）

7. 選定方法

募集期間終了後に名張市広告審査委員会において、名張市ネーミングライツ・パートナー制度実施要綱第3条の通称の基準等の審査を実施し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。なお、複数の民間事業者等から応募があった場合には、審査を通過した民間事業者等のうち最も高いネーミングライツ料の提示があった応募者をネーミングライツ・パートナーとします。（ネーミングライツ料が同額であった場合には、一度に限り金額のみの再提示を可能とすることとし、再提示が無かった場合又は再提示後の金額も同額であった場合は、くじによりネーミングライツ・パートナーを決定

することとします。)

8. 応募資格

ネーミングライツ・パートナーになることができる者は次のとおりとします。

- (1) 自ら実施する意思及び能力を有する民間企業、NPO法人等の法人又は任意の団体等（個人は除きます。）
- (2) 名張市ネーミングライツ・パートナー制度実施要綱第3条第2項に規定する事業者等に該当しない者
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者

9. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。また、選定されたネーミングライツ・パートナーについては市のホームページに公表します。

10. 契約その他

- (1) ネーミングライツ・パートナーとの最終協議後、速やかに名張市と契約を締結していただきます。
- (2) ネーミングライツ・パートナーが本募集要項に違反した場合又は社会的に著しい不祥事を起こした場合には、契約を解除します。この場合には当該年間分のネーミングライツ料は返還しません。

11. ネーミングライツ・パートナーの特典

- (1) 対象施設及び敷地内等への通称名が記載された看板等の新設設置
- (2) 市が作成するパンフレット等の印刷物、市ホームページ等への通称名の表示
- (3) ネーミングライツ・パートナーが作成する印刷物、ホームページ等におけるネーミングライツ・パートナーであることの周知
- (4) 契約期間終了後に引き続き契約を希望する場合の優先交渉権

12. ネーミングライツ料以外の費用負担

区分	負担者
市内の既存の看板等から通称名が記載された看板等への変更及び新設（設置後の維持管理を含む）【※1】	ネーミングライツ・パートナー【※2】
契約期間終了後の原状回復	ネーミングライツ・パートナー【※2】
契約後に行う市作成印刷物等の表示【※3】	市

※1 看板等の設置については、設置の可否及び規格も含めて、ネーミングライツ・パートナーと市との協議により決定します。

※2 ネーミングライツ料の他に別途費用負担が必要です。

※3 名張市総合福祉センターふれあいは指定管理施設であり、指定管理者が作成する印刷物、ホームページは除きます。

＜応募及びお問い合わせ先＞

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

名張市 福祉子ども部 医療福祉総務室 Tel 0595-63-7579

E-mail fukusi@city.nabari.lg.jp Fax 0595-62-5058